

函館市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき，病院局を対象として，定期監査を実施したので，その結果を同条第9項の規定により，別紙のとおり公表する。

平成31年2月5日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

平成30年度 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

病院局

2 監査の対象

平成30年4月1日から平成30年7月31日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

平成30年10月3日から平成30年12月25日まで

4 監査の実施内容

監査にあたっては、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているかについて、監査項目を定め、都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続きは適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（職務住宅借上関連経費）

- ア 違法，不当または不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。
- エ 支払時期は適正か。

(5) 契約事務（医業未収金管理回収業務委託契約）

- ア 契約の方法および手続は適正か。
- イ 契約書，見積書等関係書類および帳簿は確実に整備されているか。
- ウ 履行の確認は適切に行われているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について，次のとおり改善等を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 支出事務（職務住宅借上関連経費）

職務住宅一棟を20年間借上げる契約に含まれる40台分の駐車場が全て使用されていないにもかかわらず，追加契約により4台分の駐車場を賃借していることから，正確な使用状況の把握に基づき，必要駐車場数を精査することはもとより，使用台数が増える場合は都度個別で契約するなど，効率的な職務住宅の管理運営を図られたい。

また，函館市病院局職務住宅管理規程（平成18年病院局規程第31号）第5条各項において，管理者は職務住宅に居住する職員等から，それぞれの住宅の家賃および共益費の月額区分に応じた算定式により算出した額を貸付料として徴収すべき旨定められているところ，規定に基づき算出した額を超えた貸付料を徴収している事例があった。このことは，年度ごとの契約更新時や月々の徴収時における確認不足が原因であると考えられることから，今後においては，規程の十分な認識のもと，確認体制を強化する

など、遺漏のない適正な事務の執行を図られたい。

イ 契約事務（医業未収金管理回収業務委託契約）

委託料の支払については、契約書第13条第2項において「毎月毎に収納した金額および病院局に直接入金された金額の合計額に成功報酬率を乗じ、消費税等を加算した金額（1円未満は切捨て）」と定められているにもかかわらず、各回収金額に成功報酬率を乗じた金額の合計額に消費税等を加算した金額を支払っていたことから、正しい委託料を精査し、その差額を直ちに受託者に対し支払うとともに、今後においては受領した請求書の内容確認を徹底し、契約書に則った適正な事務の執行に努められたい。

（2）意見

ア 現金取扱事務

現金取扱員の現金の受払いにあたって、日々の出納の詳細を記載した書類を備えていないため、当該取扱者以外の職員が受払い金額等を確認しているかどうか判断することができない事務が散見されたほか、現金を預け入れるまでの間の保管をするためだけに公金収納事務受託者へ現金を引き継いでいる取扱いも見受けられたことから、正確性の確保やリスク管理、効率性の観点から取扱事務の見直しも含め、適切な事務執行に向けて検討されたい。